

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
6月27日
(火曜日)

目次

告示	一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)	一
道路の位置の指定(建築指導課)	二
公告	二
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	三
介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる指定調査機関の指定(長寿社会課)	三
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害者支援課)	三
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害者支援課)	四
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害者支援課)	四
知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定(障害者支援課)	五
山口県華南園に係る指定管理者の指定(障害者支援課)	五
山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定(障害者支援課)	六
山口県たちはな園に係る指定管理者の指定(障害者支援課)	六
児童福祉施設に係る指定管理者の指定(障害者支援課)	六
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課)	七
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)	八
契約の締結(物品管理課)	八
人委公告	八
平成十八年度山口県職員採用中級・初級試験の実施	九
平成十八年度山口県保健師・助産師採用試験、診療放射線技師採用試験、理学療法士採用試験、作業療法士採用試験及び看護師採用試験の実施	一〇
平成十八年度警察官(男性)採用(B)共同試験の実施	一四
平成十八年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施	一六

山口県告示第三百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、岩国港護岸築造工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 岩国港護岸築造工事
- (一) 工事場所 岩国市飯田町二丁目地先
- (二) 工事の概要

工	種	延	長
基礎工			一六〇メートル
本体工			二二七・四メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三條第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年六月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県

(三四二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成十八年八月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。
 平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人NPO萩まちじゅう博物館
 代表者の氏名 久保田拓造
 主たる事務所の所在地 萩市大字堀内三五番地

(三四三) 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる指定調査機関の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十第一項の規定により、指定調査機関を次のとおり指定しました。
 平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
 山口市大手町九番六号
 二 調査事務を行う事務所の所在地
 山口市大手町九番六号

(三四四) 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

指定居宅支援事業者 名称	主たる事務所 の所在地	児童居宅生活支援事業を 行う事業所 名称	所在地	児童居宅 の種別	指定年月日
有限会社あさ かいこ	山陽小野田市 大字鴨庄五六 の二	ひまわり・介 護ステーション 宇部市南小羽 山町二丁目一 番七号	宇部市南小羽 山町二丁目一 番七号	児童居 宅介護	平成一八、 三、三一
特定非営利活 動法人熊毛清 風会	周南市大字清 尾三三三	訪問介護事業 所であい	山口市徳地島 地一一二の一	"	"
社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会	岩国市麻里布 町七丁目一番 二号	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会 タルパーセン タル岩国	岩国市麻里布 町七丁目一番 二号	"	"
"	"	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会 タルパーセン タル玖珂	玖珂町 四九六一	"	"
"	"	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会 タルパーセン タル周東	周東町 下久原一五 二の一九	"	"
"	"	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会 タルパーセン タル由宇	由宇町 中央一丁目八 番三五号	"	"
"	"	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会 タルパーセン タル本郷	本郷町 本郷二〇九四	"	"
社会福祉法人 吉敷愛児園	山口市吉敷一 七五〇	子ども発達支 援センター愛 デイサービス 部優	山口市富田原 町一番五〇号	児童デ イサー ビス	"
特定非営利活 動法人素敵な 人生	折本二 丁目八番七号	子ども発達支 援センター愛 デイサービス 部優	折本二 丁目八番七号	"	"
社会福祉法人 吉敷愛児園	吉敷一 七五〇	子ども発達支 援センター愛	富田原 町一番五〇号	児童短 期入所	"

社会福祉法人 美和福祉会	社会福祉法人 さやか	社会福祉法人 るりがくえん	社会福祉法人 ふしの学園	特定非営利活 動法人 サービス愛心	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会	特定非営利活 動法人熊毛清 風会	
岩国市美和町 生見二五三八	〃 平井七 六八の一	〃 鑄銭司 八二二の一	〃 宮野上 三三四六	山口市阿知須 七九二一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岩国市麻里布 町七丁目一番 二	岩国市麻里布 町七丁目一番 二	周南市大字清 尾三三三	
知的障害者グ ループホーム サンライズ	知的障害者グ ループホーム 花束	知的障害者グ ループホーム 第2グループ ホーム	知的障害者グ ループホーム ンター	デイサービス 愛心	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会社協 ヘルパーセン ター本郷	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会社協 ヘルパーセン ター由宇	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会社協 ヘルパーセン ター周東	社会福祉法人 岩国市社会福 祉協議会社協 ヘルパーセン ター	訪問介護事業 所であい							
岩国市美和町 生見二四四一	〃 湯田温 三六四七番	〃 鑄銭司 三四七六の六	〃 宮野上 三三四六	山口市阿知須 七九二一	〃 本郷町 本郷二〇九四	〃 由宇町 中央一丁目八 番三五号	〃 周東町 下久原一五 二の一九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山口市徳地島 地一一二の一
〃	〃	知的障害者 地域生活	〃	知的障害者 サービス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

特定非営利活
動法人森林の
里 光市大字岩田
一〇四二の一
知的障害者グ
ループホーム
森の里 光市大字塩田
一〇四九
〃
〃
〃

(三四七) 知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定
知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の十一第一項の規定によ
り、次のとおり指定知的障害者更生施設等の指定をしました。
平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

名称	所在地	施設の種別	指定年月日
知的障害者更生施設 だいち善和	宇部市大字善和三五の 一〇	知的障害者更 生施設(入所 により利用さ れるもの)	平成一八、四、一

(三四八) 山口県華南園に係る指定管理者の指定

身体障害者更生援護施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号)以下「条例」とい
う。第十三条の規定により、山口県華南園に係る指定管理者を次のとおり指定しまし
た。
平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
(一) 条例第十一条各号に掲げる業務に関すること。
(二) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(三四九) 山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定
 身体障害者更生援護施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」とい
 う。)(第二十三条第一項の規定により、山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理
 者を次のとおり指定しました。
 平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会 山口市鑄銭司二三六四番地一
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第十九条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 条例第十九条の二第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又
 は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第十九条の三第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短
 縮すること。
 - (四) 条例第二十一条の規定により、山口県聴覚障害者情報センターの利用を拒むこ
 と。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 三 指定の期間
 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(三五〇) 山口県たばな園に係る指定管理者の指定

知的障害者援護施設条例(昭和五十二年山口県条例第一号。以下「条例」という。)
 第六条の規定により、山口県たばな園に係る指定管理者を次のとおり指定しました。
 平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 施設及び設備の維持管理に関する事
- 三 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(三五二) 児童福祉施設に係る指定管理者の指定
 児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。)(第
 十四条の規定により、児童福祉施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。
 平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

指定管理者に管理を行わせる児童福祉施設の名称及び位置	名 称	位 置
	山口県華の浦学園	防府市

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第十一条各号に掲げる業務に関する事
 - (二) 施設及び設備の維持管理に関する事
- 三 指定の期間
 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(三五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)(第六条第一項の規定により、次の
 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十八年六月二十七日から同年十月二十七日までの間、山口県商工労
 働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。
 平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 サンパークおのだ
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 岩佐 謙三
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	藤田 保郎	変更後	岩佐 謙三
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗に				
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	小野田商業開発株式会社				

四 届出年月日
 平成十八年六月十四日
 五 変更年月日
 平成十八年五月三十一日

(三五三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年六月二十七日から同年十月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。
 平成十八年六月二十七日

山口県知事 二井 関 成
 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 サンパークおのだ
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 岩佐 謙三
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	一、六〇九台	六六五台
駐輪場の収容台数	一六四台	一一〇台
荷さばき施設の面積	一、一七三平方メートル	四〇六平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量	二八六立方メートル	八七立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	五箇所	四箇所

四 届出年月日
 平成十八年六月十四日
 五 変更年月日
 平成十九年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 サンパークおのだ
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 岩佐 謙三
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設の面積	四〇六平方メートル	九二七平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量	八七立方メートル	二三三立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	四箇所	五箇所

四 届出年月日
 平成十八年六月十四日

試験室入室 午前九時三十分まで
 試験 午前十時から午後三時三十分(初級試験のうち、適性試験を行
 う試験職種にあつては、午後零時四十五分)まで

試験区分	試験地	会場
中級	山口市	山口県立大学
初級	下関市	山口県立下関西高等学校
	山口市	山口県立大学
	周南市	山口県立徳山高等学校

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験及び作文試験

中級試験にあつては思考力、表現力、構成力等についての論文試験を、初級試験にあつては表現力、構成力等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関の健康診断書により検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

2 日時及び場所

平成十八年十月下旬に山口市で行います。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 中級

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

2 初級

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

適性試験 二〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験、専門試験又は適性試験の得点が平均点の七割五分未満の場合
 は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づ
 いて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の
 得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しく
 はこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十八年十月五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメー
 ションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十八年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーショ
 ンプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験
 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の
 合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委
 員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか
 ら各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十九年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合、中級試験の合

八 受験手続及び受付期間
 受験申込書の請求

(一) 受験申込書の請求
 平成十八年七月四日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番
 一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場
 合は、封筒の表に「中・初級等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をは
 たあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二
 十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所
 にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号
 を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十八年七月四日(火曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(日曜日及
 び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定
 する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十八年八月二十五日までの消印のあるものに限りに
 ます。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成十八年七月四日(火曜日)午前九時から同年八月十八日(金曜日)午後五
 時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四
 七四)に問い合わせてください。

別表

区試験	試験職種	出題分野
-----	------	------

中級	小・中 校栄養士 教育	公衆衛生 栄養・臨床栄養 食品・食品衛生 給食管理・調理 栄養指導
初級	士 木	数学 物理 情報技術基礎 応用力学 水理学 土質力学 土木構造設計

公告

平成十八年度山口県保健師・助産師採用試験、診療放射線技師採用試験、理学療
 法士採用試験、作業療法士採用試験及び看護師採用試験の実施
 平成十八年度山口県保健師・助産師採用試験、診療放射線技師採用試験、理学療法士
 採用試験、作業療法士採用試験及び看護師採用試験を次のとおり実施します。
 平成十八年六月二十七日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

区試験	試験職種	採用	職務の概要
保健師・助産師	保健師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター及び児童福祉施設)における専門業務
診療放射線技師	助産師	三人程度	知事部局(主として県立病院)における専門業務
理学療法士	診療放射線技師	二人程度	知事部局(主として健康福祉センター及び県立病院)における専門業務
作業療法士	理学療法士	一人程度	知事部局(主として県立病院及び身体障害者福祉センター)における専門業務
看護師	作業療法士	一人程度	知事部局(主として県立病院及び身体障害者福祉センター)における専門業務
看護師	看護師	十五人程度	知事部局(主として県立病院及び児童福祉施設)における専門業務

二 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

試験区分	試験職種	受験資格
------	------	------

保健師・助産師	保健師	助産師	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	看護師
昭和五十二年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、健師の免許を有するもの又は平成十九年三月三十一日までに当該免許を得る見込みのもの若しくは第九十三回保健師国家試験(平成十九年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの	昭和五十二年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、産師の免許を有するもの又は平成十九年三月三十一日までに当該免許を得る見込みのもの若しくは第九十回助産師国家試験(平成十九年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの	昭和五十二年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成十九年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第五十九回診療放射線技師試験(平成十九年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの	昭和五十二年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、理学療法士の免許を有するもの又は平成十九年三月三十一日までに当該免許を得る見込みのもの若しくは第四十二回理学療法士国家試験(平成十九年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの	昭和五十二年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、作業療法士の免許を有するもの若しくは平成十九年三月三十一日までに当該免許を得る見込みのもの若しくは第四十二回作業療法士国家試験(平成十九年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの	昭和五十二年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの又は平成十九年三月三十一日までに当該免許を得る見込みのもの若しくは第九十六回看護師国家試験(平成十九年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの	

(一) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時、場所等
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
- なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法、内容等
- 筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
- (1) 教養試験
- 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
- (2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成十八年九月二十四日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関の健康診断書により検査します。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

2 日時及び場所

平成十八年十月下旬に山口市で行います。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格

となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十八年十月五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十八年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十九年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、保健師にあつては月額十五万九千七百円、助産師にあつては月額十九万三千三百円、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士にあつては月額十六万五千円、看護師にあつては月額十七万八千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十八年七月四日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「中・初級等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二

十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十八年七月四日(火曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十八年八月二十五日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十八年七月四日(火曜日)午前九時から同年八月十八日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
保健師	地域看護学 疫学・保健統計 保健福祉行政論
助産師	看護学一般 基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理
診療放射線技師	放射線物理学 放射線計測学 基礎医学 放射線生物学 診療画像機器学 像検査学 エックス線撮影技術学 医用画像情報学 核医学検査技術学 放射線治療技術学 放射線安全管理学 核医学検査技術学 放射線治療
理学療法士	解剖学 生理学 運動学 病理学概論 臨床心理学 リハビリテーション医学 床医学大要 理学療法 病理学概論 臨床心理学 リハビリテーション医学
作業療法士	解剖学 生理学 運動学 病理学概論 臨床心理学 リハビリテーション医学 床医学大要 作業療法 病理学概論 臨床心理学 リハビリテーション医学

看護師 基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学

公 告

平成十八年度警察官(男性)採用(B)共同試験の実施

平成十八年度警察官(男性)採用(B)共同試験を次のとおり実施します。

平成十八年六月二十七日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	六十人程度
東京都	それぞれ二人程度
大阪府	
兵庫県	

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十二年四月二日から平成元年四月一日までに生まれた男性が受験できません。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者
4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十八年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関警察署

海峽交番

山 口 市 山口県警察本部及び山口県総合交通センター

周 南 市 山口県周南警察署

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査

(4) 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十八年十月中旬に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成十八年九月二十八日(木曜日)に合格者の受験

番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成十八年十一月下旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成十八年十一月月中旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成十九年二月下旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十九年四月一日以降に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十五万九千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験申込書及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十八年七月四日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県の四都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成十八年七月四日(火曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十八年八月二十五日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十八年七月四日(火曜日)午前九時から同年八月十八日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。

公 告

平成十八年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成十八年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成十八年六月二十七日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十二年四月二日から平成元年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は、日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十八年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関警察署

海峽交番

山 口 市 山口県警察本部及び山口県総合交通センター

周南市 山口県周南警察署

(一) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十八年十月中旬に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

合格者の決定方法

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十八年九月二十八日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十八年十一月月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十九年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十五万九千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求
平成十八年七月四日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、

受検申込書の請求

平成十八年七月四日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、

受検申込書の請求

受検申込書の請求

受検申込書の請求

受検申込書の請求

受検申込書の請求

は、封筒の表に「警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十八年七月四日(火曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十八年八月二十五日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十八年七月四日(火曜日)午前九時から同年八月十八日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。